

鳥取縣公報

昭和十八年八月二十七日
第千四百六十三號

金曜日

告示

鳥取縣告示第四百六十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル電燈用誘蛾
灯水盤ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年八月廿七日

鳥取縣知事 武島 一 義

電燈用誘蛾灯水盤ノ最高販賣價格

品 種	規 格	單位	製造業者販賣者 最低販賣最高販賣 價格
電燈用誘 蛾灯水盤	斜面高三寸以上 上 徑一尺八寸三分以上 敷 徑一尺七寸五分以上	一個	一圓 一、四五 一、六五

- 一 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- 二 本表價格ハ荷造費ヲ含ミタル價格トス

目次

- 電燈用誘蛾灯水盤販賣價格指定……………一頁
- 昭和十八年度鳥取縣歲入出追加更正豫算等……………二頁
- 產婆、看護婦等試験施行……………四頁
- 縣稅檢査章並縣稅滯納者財產差押證票返納……………五頁
- 縣稅檢査章返納並交付……………五頁
- 企業整備委員會規程……………五頁
- 度量衡檢査日割……………八頁
- 彙 報
- 國民擧つて必死決戰……………九頁
- 木炭、大豆、味噌、醬油の現在高調査……………一二頁
- 毛布の配給統制要綱……………一三頁
- 松根油を増産せよ……………一五頁
- 竹材集荷配給取扱要綱決る……………一六頁

00329

鳥取縣告示第四百六十四號

昭和十八年八月二十日縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算、昭和十八年度特別會計罹災救助基金歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通
昭和十八年八月廿七日
鳥取縣知事 武 島 一 義

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

△印減高

歲入	
經常部	
第四款 地方分與稅	一〇四、六四〇
第二款 配付稅	一〇四、六四〇
第八款 國庫下渡金	八、三六三
第一款 警察費下渡金	八、三六三
經常部計	一三三、〇〇三
臨時部	
第一款 繰越金	三、三九四

第一項 前年度繰越金	三、三九四
第二款 國庫補助金	一四、四七三
第三項 教育費補助金	二、一七〇
第五項 勸業費補助金	七八、三七七
第七項 時局事務補助金	二五、四三〇
第八項 自治振興費補助金	一、六五四
第十項 待遇改善費補助金	△ 九三、一五八
第三款 寄附金	六八、二七九
第一項 土木費寄附金	六二、七七九
第三項 勸業費寄附金	五、五〇〇
第八款 縣債	四八三、七四五
第一項 縣債	四八三、七四五
臨時部計	五六九、八九一
歲入合計	六八二、八九四
歲出	
經常部	
第四款 警察費	九、四五九
第一款 俸給及諸給	七、九五六

00330

第二項 廳費	一、五〇三
第五款 警察廳舍修繕費	一、一〇三
第一項 修繕費	一、一〇三
第七款 教育費	三、六二〇
第十項 學事諸費	三、六二〇
第十款 勸業費	一八、七三九
第七項 蠶業試驗場費	一六一
第九項 種畜場費	五、七〇〇
第十五項 產業獎勵費	一二、八七八
第十二款 社會教育費	五〇〇
第三項 社會教育諸費	五〇〇
經常部計	三三、四二一
臨時部	
第二款 土木費	一〇、六一三
第十三項 河川浚渫費	一〇、六一三
第三款 教育費	二、〇四三
第六項 農林學校費	二、〇四三
第十款 農地造成改良事業費	三三、七五三

第四項 十八年起農地造成改良事業費	三三、七五三
第十六款 時局對策費	四四三、〇〇四
第一項 縣職員費	五、四一四
第三項 勸業費	一六〇、一七四
第六項 時局國民運動費	二四、一六
第十項 土木費	二五二、三〇〇
第二十三款 災害應急費	一五七、六六六
第二項 十八年災害應急費	一五七、六六六
第二十六款 雜出	三、三九四
第一項 過年度返納金	一、七一五
第二項 過年度追拂	一、三八三
第三項 過年度返納下辰金	二九六
臨時部計	六四九、四七三
歲出合計	六八二、八九四

昭和三十八年度特別會計罹災救助基金歲入歲出追加豫算	
第三款 繰越金	七、七五六

00331

第一項	繰越金	七、七五六
歳入合計		七、七五六
歳出		
第一款	罹災救助費	七、七五六
第一項	救助費	七、七五六
歳出合計		七、七五六

鳥取縣告示第四百六十五號

昭和十八年第二回産婆看護婦並ニ第一回保健婦鍼灸術按摩術マツサイジ術試験ヲ左ノ日時場所ニ於テ施行ス
 志願者ハ九月二十八日迄ニ願書ニ自筆履歷書修業證明書本籍地市町村長ノ身元證明書(産婆ニ限ル)戸籍謄本若ハ抄本(保健婦ニ限リ傳染性疾患ノ病原体保有者ヲ含ム)ナキヲ證明セル醫師ノ診斷書)寫真二葉(最近撮影シタル半身無台紙)手数料(産婆保健婦各貳圓其ノ他壹圓)添附提出ノ上當日午前八時迄ニ受験用具携帶出頭スベシ
 昭和十八年八月廿七日

種別	日	時	場所
保健婦學說	十月十一日	午前九時ヨリ	鳥取市西町 縣立鳥取圖書館講堂
同 實地	十月十二日		鳥取市東町 仁風閣
産婆學說	十月十三日		鳥取市西町 縣立鳥取圖書館講堂
看護婦學說	十月十四日		同
同 實地	十月十五日		鳥取市東町 仁風閣
産婆實地	十月二十五日		同
鍼灸術學說	十月十八日		同
同 實地	十月十九日		同

鳥取縣知事 武 島 一 義

00332

按摩術マツサイジ學說	十月二十日	同
同 實地	十月二十一日	同

鳥取縣告示第四百六十六號

岩美地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章並ニ縣稅滯納者財産差押證票ヲ左ノ通返納セリ
 昭和十八年八月廿七日
 鳥取縣知事 武 島 一 義

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	三	昭和十八年八月七日返納	岩美地方事務所	縣書記	冲田 二郎
縣稅滯納者財産差押證票	三	同	同	同	同

鳥取縣告示第四百六十七號

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	一〇	昭和十八年八月五日返納	東伯郡下中山村役場	書記補	柴田 勝信
同	同	同日交付	同	書記	野波 義一

鳥取縣告示第四百六十八號

鳥取縣企業整備委員會規程左ノ通定ム
 昭和十八年八月廿七日
 鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣企業整備委員會規程
 第一條 時局ノ要請ニ基ク企業整備ノ圓滑ニシテ且地方ノ

00333

實情ニ即應シタル實施ヲ圖ル爲鳥取縣廳内ニ鳥取縣企業整備委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 委員會ハ前條ノ目的ヲ遂行スル爲知事ノ諮問ニ應ジ左ノ事項ヲ調査審議ス

一 企業整備ニ關スル縣民ノ理解協力ノ促進ニ關スル事項

二 企業整備ノ一般方針ニ關スル事項

三 工場ノ操業、保有、轉用及廢止ノ區分又ハ其ノ標準ニ關スル事項

四 前號ノ外企業ノ整備方法ニ關スル事項

五 共助ニ關スル事項

六 從業者ノ配置轉換及其ノ指導斡旋ニ關スル事項

第三條 委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 委員長ハ知事之ニ當ル

委員ハ若干名トシ左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委囑ス

一 關係官公吏

二 商工經濟會ノ代表者

三 産業報國會ノ代表者

四 商業報國會ノ代表者

五 産業設備營團又ハ國民更生金庫ノ代表者

六 全國金融統制會地方委員

七 其ノ他學識經驗アル者

前項各號ノ外關係業者又ハ其ノ團體ノ代表者其ノ他適當ト認ムル者ノ中ヨリ臨時ニ委員ヲ委囑スルコトヲ得

第五條 企業整備ニ關シ知事ヨリ特別ニ委託セラレタル委員又ハ臨時委員ハ之ガ事務ヲ援助スベシ

第六條 委員會ニ必要ニ應ジ部會ヲ置ク

部會ハ縣單位ノ組合中必要アルモノニ付又ハ業種別若ハ地域別ニ一又ハ數組合ヲ單位トシテ之ヲ設ク

職業轉換ニ關スル部會ハ縣單位ニ之ヲ設ク

第七條 部會ハ部會長及部會委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第八條 部會長ハ主務部長ヲ以テ之ニ充ツ部會委員ハ若干名トシ委員長ノ命ズル委員及幹事ノ外左ニ掲グル者ノ中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委囑ス

一 關係組合ノ役職員

00334

二 關係官公吏

三 大政翼贊會關係者

四 其ノ他學識經驗アル者

商業ノ企業整備ニ關スル部會ニ限リ鳥取縣商業報國會本部推進隊關係者中必要ナル者ヲ部會委員ニ加フルコトアルベシ

第九條 部會ハ左ノ事項ヲ調査審議シ委員長ニ之ヲ報告スルモノトス

一 當該企業ニ於ケル新企業体制ノ整備確立ニ關スル事項

二 當該企業者ノ統合調整ニ關スル事項

三 職業轉換ヲ爲スベキ者ノ決定ニ關スル事項

四 轉廢業者ニ對スル共助ニ關スル事項

五 轉廢業者ニ對スル職業轉換ノ指導斡旋ニ關スル事項

六 其ノ他當該企業ノ整備ニ關スル事項

第十條 委員長ニ於テ特ニ重要ト認メタル事項ヲ除クノ外部會ニ於ケル審議決定事項ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第十一條 委員會ニ幹事及書記ヲ置ク

第十二條 幹事及書記ハ關係官公吏、商工業組合中央會鳥取縣支部職員又ハ鳥取縣商業報國會本部關係者中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委囑ス

第十三條 委員長ハ會務ヲ總理ス

委員長事故アルトキハ委員長ノ指定スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第十四條 幹事若干名ヲ常任幹事トス

第十五條 常任幹事ヲ以テ常任幹事會ヲ組織シ隨時之ヲ開催シテ委員會ノ圓滑ナル運営ニ資ス

第十六條 幹事ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ掌理ス

第十七條 書記ハ委員長及幹事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第十八條 部會ニ部會幹事ヲ置ク

部會幹事ハ幹事又ハ書記ノ中ヨリ委員長之ヲ命ジ必要アル場合ハ關係官公吏、商工業組合、中央會鳥取縣支部職員又ハ鳥取縣商業報國會本部關係者中ヨリ知事之ヲ命ジ又ハ委囑ス

第十九條 第十三條ノ規定ハ部會長ニ第十六條ノ規定ハ部

00335

會幹事ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第二十一條 昭和十七年五月鳥取縣告示第百八十三號鳥取縣中小商工業再編成協議會規程ハ之ヲ廢止ス

◆鳥取縣告示第四百六十九號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ八頭郡度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十八年八月廿七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

期 日	時 刻	町 村 名	檢 査 場 所
昭和十八年九月十日	自午前九時 至午後三時	智頭町 山郷村	智頭町特設度量 衡検査場
同 九月十一日	同	同 同	同 同
同 九月十二日	同	同 同	同 同

同 九月十三日	同	同 同	同 同
同 九月十四日	同	社 村	社 村 同
同 九月十五日	同	用ヶ瀬町	用ヶ瀬町同
同 九月十六日	同	佐治村	佐治村 同
同 九月十七日	同	大 村	大 村 同
同 九月十八日	同	散岐村 八上村	散岐村 同
同 九月十九日	同	西郷村	西郷村 同
同 九月二十日	同	河原町	河原町 同
同 九月二十一日	同	國英村 國中村	國英村 同
同 九月二十五日	同	若櫻町 池田村	若櫻町 同
同 九月二十六日	同	同 同	同 同

00336

同 九月二十七日	同	丹比村	丹比村 同
同 九月二十八日	同	八東村	八東村 同
同 九月二十九日	同	安部村 大御門村	安部村 同
同 九月三十日	同	船岡村 隼村	船岡村 同
同 十月一日	同	大伊村	大伊村 同
同 十月二日	同	賀茂村	賀茂村 同
同 十月三日	同	下私都村	下私都村同
同 十月四日	同	中私都村	中私都村同
同 十月五日	同	上私都村	上私都村同

彙 報

●●●國民●●●舉●●●つ●●●て●●●必●●●死●●●決●●●戦●●●

九月一日は震災記念日

一億結集し戦力増強へ

九月一日は滿二十年前の大正十二年、東京市を半ば灰燼に歸して幾萬の死傷者を出した關東大震災の記念日であります。當時世界の新聞は我が帝都の全滅を報じ、國民もその復興を危ぶんで、遷都の風説さへ行はれ、畏くも大正天皇にはいたく宸襟を惱ませられて國民の驟起を促し給ひ、かの國民精神作興の詔書をお下し遊ばされたのであります。が、國家の大事に當つて勃然として底力を發揮する皇國臣民傳統の力は、いくばくもなくその復興を完成

00337

したばかりでなく、よく舊に倍する隆昌を成したことは皆さまの記憶に新たなるところでありませぬ。

今や我が國は皇國未曾有の大東亞戦争のさ中にありまして、皇國の實力を見くびり、緒戦半歳にして散々な敗戦を喫した敵國は漸くその誤りを自覺し、本腰になつて戦力挽回に努め、精根を瘠して初めの失敗を取り返し最後の勝を収めよう、と死にも狂ひの努力を盡してゐまして、東はアリューシャンより南は太平洋より、又西はビルマ奪回を策し、支那に航空據點を強化して本土來襲を圖り、恰も横綱力士の四つに組んだ大角力の如く敵も我も必死の大決戦となりまして、皇國の興廢は正にこの時にあります。そして敵アメリカはかねて誇る經濟力を恃み、艦船航空機を始め各種兵器の老なる製造を行つてゐる様子で、現に未曾有の大量飛行機大襲撃を企て、日本を爆撃し、關東大震災に幾倍する大震災を見舞つて日本を壊滅せしめると豪語してゐます。もとより敵の豪語には多量の宣傳性、暗性もあり

まして我の守りは磐石の如く決して恐れるに及びませぬが敵機來襲は必至でありまして決して油断はなりません。我等はいよゝゝ大覺悟を固めてこの大決戦必勝に奮進せねばなりません。

◇
そも／＼今回の大東亞戦争は今更いふまでもなく敵米英の世界制覇の野望に原因してゐます。かね／＼東洋に手を伸ばしてその住民と資源とを自分達の私利遂行の犠牲たらしめんとしてゐた彼等は、遂に我が國をも屈伏せしめて大東亞全域を蠶食せんとし、今次開戦前は我が國への層鐵・工作機械・石油等の輸出を禁止して我が國を經濟的に絞め殺さうとしました。日本としてはあの状態のまゝでこれらの重要物資を得られなければ徒らに手をこまぬいて自滅するは見えずいた事實でありまして、我が國がこの經濟力による敵の挑戦に對して國民の精神力と武力とにより應戦せざるを得なかつたのは當然であります。

00338

我等は米英が世界の經濟的強國であること、百も承知で止むにやまれぬ情勢から遂に敢然と立ちありました。苦しい戦争であることは初めから覺悟の上です。如何に苦しくとも斷乎これを克服して敵を撃滅し殲さねば、我が光榮ある三千年の歴史を守ることは出來ないのであります。

目下ソロモン群島ニューギニア方面に於けるアメリカの反撃が極めて熾烈であり、アメリカ將兵の士氣も亦旺盛で決して輕視を許さぬことは度々の發表にも現はれてゐます。横綱と横綱の決戦です。どちらにも相當の怪我はありませぬ。我等はそれにびくともするものではありません。どつしりと腰を据ゑて渾身の力を發揮し、敵を倒すまで戦はねばなりません。そして四つに組んだ前線將兵の力は我々一億國民の力の結集であることを忘れず、我々國民はまさに強敵を斃す爲に死闘する横綱の態度行動を自らの態度行動として奮闘しなければなりません。

◇
今や戦は大死闘大決戦の段階にあります。折々戦は消耗戦であり従つて補給戦であります。敵は折もあらば銃後の生産機構を破壊して我が戦力を弱めやうとねらつて居るのであります。又航空機による大規模の奇襲は敵の常套手段でありまして、我等はこれに對する警戒を瞬時も忽にしてはなりません。潜水艦による海上補給路の破壊戦も亦當然でありまして、我は大東亞の作戦遂行上また大東亞の建設上、海上補給路を絶対に確保しなければなりません。そして前線將兵への補給を完全にして、その戦闘を遺憾なく推進せしめるは究極完勝への最要の途であります。

◇
しかしして目下強調されてゐる食糧増産も生産力擴充も、將又公債消化も、貯蓄増強も、乃至は銅鐵回收も、みなその爲です。これを完全遂行することによつて前線と銃後も一体となり、我等がどこ／＼までも頑張り抜いて敵の銃後のうち勝つことによつて、戦勝の榮冠は我に在るのであります。

00339

我等はすべての力を戦争完遂に結集しなければなりません。一人といへども不平や不満なく、一人たりとも手を空うするものがあつてはなりません。萬々一にもこの戦に我が國が敗けたとしたら、殘虐飽くなき敵は日本民族を奴隸より悲惨な境地に蹴落すにきまつて居ります。大東亞戦争は大和民族盛衰興亡を賭する戦争です。

これ程の大戦争です。戦局進展と共に時に或は多少の不利な状況の生ずることもありませうが、有利な戦況に有頂天となり、少し不利であれば動搖するやうな輕卒な態度であつてはなりません。たとひ關東大震災に幾倍する災害があらうとも、我等は毅然としてこれに打ち勝つて、最後の勝利への奮闘を続けなければなりません。今日こそ大東亞戦争の勝敗を決定する眞に重大なる時期であります。我々はいよいよ各自の部署に於て根強い落ちつきと頑張りの力を發揮して一層の猛闘を盡さねばならぬのであります。震災記念に當り二十年前の慘事とこれを征服し國民の奮闘

を想起し、この大國難打開の爲に愈々傳統の大日本精神の發揮を覺悟したいと思ひます。

(地方課)

木炭、大豆、味噌、醬油の

現在高調査

―九月一日現在で三日以内に申告―

資源調査法に基く農林省所管重要物資現在高調査規則に依り、來る九月一日午前零時現在で全國一齊に木炭、大豆味噌及醬油の現在高調査が行はれる。そして申告義務者は調査期日後三日以内に申告書を市町村長に提出しなければならぬ。

この調査は今回は第六回目の調査であるから、一般に調査の趣旨方法等は既に了知のことと思ふが、念、申告書

00340

を提出しなければならぬものを示すと

- (一) 木炭、味噌、醬油の製造業者
- (二) 木炭、大豆、味噌、醬油の販賣業者
- (三) 木炭、大豆、味噌、醬油を取扱ふ産業組合、出荷組合、商業組合等
- (四) 木炭、大豆、味噌、醬油の輸移出入業者
- (五) 木炭、大豆、味噌、醬油を取扱ふ倉庫業者、運送業者
- (六) 木炭、大豆、味噌、醬油を原材料とする加工業者
- (七) 木炭、大豆、味噌、醬油を消費する寄宿舎、法人組合等の事務所、病院、學校、旅館、料理店
- (八) 業務上木炭を使用する工場、鑛山、自動車業者の方々である。

是等の方々には既に市町村役場又は重要物資現在高調査員を通じて申告書用紙を配付されてゐる筈であるが、萬一配付洩れの方があつたら市町村役場に請求して所定の事項を正しく申告しなければならない。若し虚偽の申告をしたと資源調査法に基いて嚴罰に處せられるから充分注

意して洩れなく正しく申告して戴きたい。

(統計課)

毛布の配給統制要綱

一般、事業場、官廳等に購入券で

毛布の販賣は從來販賣業者の自肅販賣に一任されて居たのであります。近時蒲團綿の逼迫と共に毛布の需要著しく増大した關係もあり且從來の業者の自肅販賣に依りましては必ずしも必需方面に對して配給の適正を得て居たとも云へないので、今回縣では毛布の配給統制要綱を決定し毛布の配給統制を行ふことになりました。

この配給統制は毛布肩掛中央配給統制株式會社に於て、商工省の承認を受けた縣割當配給毛布について行ふもので縣は割當通知に基いて (一) 一般消費者に對する配給數量 (二) 監視哨や、警防團、病院、鑛山、工場其の他重要事業場

00341

に對する配給數量及び (三)官廳其の他の公共團體に對する配給數量を決定し、次のやうな手續によつて配給します。

(一) 一般消費者に對する配給

縣では各市町村別の割當數量を決定し、各市町村長並に鳥取縣纖維製品配給統制株式會社に通知すると共に、その割當數量に相當する右統制會社作製の購入券を各市町村長に送付し、市町村長は災害を受けたものとか小額收入者等で眞に毛布を必要とする者に對し、優先的に配給者を決定し購入券を交付します。

購入券の交付を受けたものは、その市町村の特免綿製品共同配給所で購入券と引替に毛布を購入するのですが、この際購入券の外に尙衣料切符小切符が必要で、尙、各共同配給所では他の統制配給品と同様に、一般消費者への毛布の販賣報告書を、回収した購入券と共に縣に提出せねばなりません。

(二) 事業場等に對する配給

監視哨、警防團、病院、鑛山、工場其の他重要事業場に對する毛布配給は、縣の委任により纖維製品統制協議會鳥取支所で各事業場毎の割當數量を決定し、その希望と販賣業者の仕入限度點數とを參酌して定めた販賣業者又は共同配給所をして業務用衣料品購入票と引換に配給せしめるのでありまして、これらの事業場等では毎年四半期毎に毛布を必要とする枚數を調査して所定の様式により纖維製品統制協議會鳥取支所長宛申請するのです。

(三) 官廳等に對する配給

官廳其の他公共團體に對する毛布の配給は、事情止むを得ざるものに限りに纖維製品配給消費統制規則第十一條第一項但書第七號の規定に基き知事の許可に依り其の希望する販賣業者又は共同配給所を通して配給します。そして右に該當する購入希望者は所定の様式により配給申請書を知事宛提出を要するのであつて、縣はその申請數量を査定して割當數量を決定し、現品の出荷については統制、社に許可

00342

手續については販賣業者又は共同配給所に通知します。

(商 工 課)

松根油を増産せよ

集荷配給取扱要綱決る!!

松根油は塗料、鑿鑽劑、機械油、化學醫藥品としての用途の外時局下軍部の需要激増し、其の重要性を加へたるにも拘らず供給之に伴はない現況にある。

而して本縣では其の筋よりの指示もあり、生産業者をして自治的統制下に其の計畫生産並に集荷配給の一元化を期すべく曩に工業組合を設立せしめたのであるが、設立後日未だ淺いため其の成果を期し得ないので、縣では今回更に進んで次の通り之が集荷配給取扱要綱を定め、今後本要綱に基いて之が目的の完遂に邁進することゝなつた。

尙今年の採油量は松根油二、〇〇〇、石ターガ、一、〇〇〇〇石で、本年も昨年の數量は確保出來得る見込みであるが、關係業者に於ては是非共昨年以上の成績を挙げ得るやう一層の勢力を拂はれたい。

一、本縣内に於て生産せられた松根油は鳥取縣松根油工業組合で集荷すること

二、松根油の移出入は工業組合が行ふこと

三、工業組合は毎月の初めに松根油の集荷及び配給豫定量を其の月の終りに集荷及び配給數量をそれ〳〵知事宛報告すること

四、松根油の原木は鳥取縣森林組合聯合會で集荷すること

五、縣森林聯合會は集荷した松根油の原木を工業組合に引渡すこと

六、松根油製造業者は其の原木を工業組合に申出て配給を受けること

七、縣森林聯合會は毎年度始めに原木の集荷豫定數量を其の年度

の終りに集荷數量をそれ〴〵知事に報告すること
八、工業組合は毎年度始めに原木の配給豫定數量を其の年度の終りに配給數量をそれ〴〵知事に報告すること

(林 務 課)

木材や金屬の代替品

竹材の集荷配給取扱要綱決る

時局下森林産物をして合理的統制下に生産配給の目的を達成するは極めて喫緊なる事項であつて、既に木材薪炭其の他樹皮樹實に對してはそれ〴〵の施策に於て之が目的達成に邁進されつゝあるのに比し、決戦下木材並に金屬の代替品として重要な部門を擔ふ竹材に關しては未だ之が統制機關の整備を見ない状態である。

而して現下竹材の需給は愈々困難な現況であつて、本縣に於ても此の事例に洩れず、殊に他府縣に比し、價格安價の

ため多量の縣外移出を見、勢ひ濫伐に流れ、竹材資源の保續上此の儘推移を許さないものがあるに鑑み、縣では森林組合關係者並に竹材業者を合体せる竹材統制協會を設立せしめ、之を本縣に於ける唯一の集荷配給團體に指定して、自治的統制下に竹材の計畫生産並に集荷配給を行ふこととし、去る二十日付告第百四十三號を以て「鳥取縣集荷配給取扱要綱」を決定した。

(林 務 課)

昭和十八年八月二十七日印刷
昭和十八年八月二十七日發行

鳥取縣鳥取市東町 發行所
鳥取縣鳥取市吉方町 印刷所
鳥取縣鳥取市吉方町 印刷所
鳥取縣鳥取市吉方町 印刷所